

# 認定特定行為業務従事者の認定証の交付及び登録略痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録等の手続について

## 認定証の交付

**■ 交付申請**  
**■ 変更届**  
**■ 再交付申請**  
**■ 辞退届**

・事業所で申請書等を取りまとめて提出してください。  
 ・申請する介護職員等の住民票所在地の都道府県に提出してください。

① 認定証の交付申請・届出

② 認定証の交付等

**■ 第一号及び第二号関係**  
 （不特定の者対象）  
**高齢福祉課**  
**福祉施設グループ**  
 電話 045-210-1111  
 内線 4852  
**■ 第三号関係**  
 （特定の者対象）  
**障害福祉課**  
**地域生活支援グループ**  
 電話 045-210-1111  
 内線 4720

## 事業者の登録

**■ 登録申請**  
**■ 更新申請**  
**■ 変更届**  
**■ 辞退届**

・県外の事業所は、所在地の都道府県に提出してください。

① 事業者の登録申請・届出

② 登録番号の通知・公示

**■ 事業者の登録関係**  
**高齢福祉課**  
**福祉施設グループ**  
 電話 045-210-1111  
 内線 4852  
**在宅サービスグループ**  
 電話 045-210-1111  
 内線 4842  
**障害福祉課**  
**地域生活支援グループ**  
 電話 045-210-1111  
 内線 4720

## 【担当課と対象事業所】

- 高齢福祉課（福祉施設グループ）** 第一号または第二号（不特定の者対象）
  - ・特別養護老人ホーム・特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護事業所・介護老人保健施設・有料老人ホーム・グループホーム・（看護）小規模多機能型居宅介護等
- 高齢福祉課（在宅サービスグループ）** 第一号または第二号（不特定の者対象）
  - ・介護保険に係る在宅サービス事業所  
（上記の高齢福祉課福祉施設グループが担当するサービスを除く。）
- 障害福祉課（地域生活支援グループ）** 第三号（特定の者対象）
  - ・障害者（児）施設・障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所・特別支援学校・保育園

**《提出先》 ※申請内容によって提出先が異なります。**  
 〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部〇〇〇〇課△△グループ 宛

# I 認定特定行為業務従事者認定証の交付等の手続

## ■ 交付申請

- 介護職員等が、初めて第一号、第二号、第三号研修を修了した場合
- 第三号研修修了者の認定証(※1)を持っている人が、**別の対象者の**第三号研修を修了した場合
- 第三号研修修了者の認定証を持っている人が、第一号、第二号研修を修了した場合
- 経過措置対象者の認定証(※2)を持っている人が、第一号、第二号、第三号研修を修了した場合

### 【申請に必要な書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証交付申請管理票（個人で申請する場合も必要です。）
- ② 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（第5号様式 不特定多数の者対象）  
又は  
認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（第5号様式 特定の者対象）  
**※特定の者対象で、同時に複数の対象者に対する特定行為の認定を受ける場合、対象者ごとに、② 交付申請書（第5号様式）を提出すること。**
- ③ 住民票（原本。申請日から遡り6か月以内のもの。申請者本人のみ記載のもの。本籍は省略してください。）  
**※同時に複数の対象者に対する特定行為について認定を受ける場合は、1部のみ提出。**
- ④ 申請者が法附則第4条の第3項各号に該当しないことを誓約する書面（様式5-1）  
**※同時に複数の対象者に対する特定行為について認定を受ける場合は、1部のみ提出**
- ⑤ 研修修了証書（写）
- ⑥ 認定証を郵送するための返信用封筒  
**※A4サイズがそのまま入る角形2号（切手を貼付） \*あて先を記入したもの  
※認定証を交付する枚数（重量）により、切手の金額が異なることがあります。**

(※1)

認定特定行為業務従事者認定証		
(省令別表第三号研修修了者)		
氏名		
生年月日	年	月 日

(※2)

認定特定行為業務従事者認定証		
(経過措置・特定の者対象)		
氏名		
生年月日	年	月 日

## ■ 変更届

- 氏名を変更する場合
- 住所を変更する場合
- 第一号・第二号研修終了の認定証を持っている人が、記載された行為とは別の行為の研修を終了した場合、又は第三号研修修了者の認定証を持っている人が、当該認定証に記載された対象者に対する別の行為の研修を修了した場合
  - ※ 経過措置対象者の認定証を持っている人が、当該認定証に記載された対象者に対する別の行為の研修を修了した場合は、「■交付申請」になります。

### 【届出に必要な書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書（第7号様式）
- ② 氏名、住所を変更する場合は、住民票（原本。申請日から遡り6か月以内のもの。申請者本人のみ記載のもの。本籍は省略してください。）
- ③ 特定行為を追加する場合は、研修修了証書（写）
- ④ 認定特定行為業務従事者認定証（**原本**）
  - ※住所変更の場合は認定証（写）を提出、
- ⑤ 認定証を送付するための返信用封筒（住所変更の場合は不要）
  - ※A4サイズがそのまま入る角形2号（切手を貼付） \* あて先を記入したもの
  - ※認定証を変更交付する枚数（重量）により、切手の金額が異なることがあります。

## ■ 再交付申請

- 認定特定行為業務従業者認定証を汚損した場合
- 認定特定行為業務従事者認定証を紛失した場合

### 【申請に必要な書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（第8号様式）
- ② 汚損の場合は、当該認定証（原本）
- ③ 認定証を送付するための返信用封筒
  - ※A4サイズがそのまま入る角形2号（切手を貼付） \* あて先を記入したもの
  - ※認定証を再交付する枚数（重量）により、切手の金額が異なることがあります。

## ■ 認定辞退

- 禁錮以上の刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの及び介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないものに該当するに至った場合
- 認定特定行為業務従事者（平成27年度まで介護職員として特定行為を実施する者として認定された者）について、平成27年度以降、「介護福祉士」として喀痰吸引等に従事するため、認定特定行為従事者の認定を辞退する場合
- その他、認定特定行為業務従業者の認定を辞退する場合

### 【届出に必要な書類】

- ① 認定特定行為業務従事者 認定辞退届出書（第9－5号様式）
- ② 認定特定行為業務従事者認定証（原本）

## ■ 心身の故障に係る届出

- 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない場合は、次に掲げる方が、知事に届け出る必要があります。
  - 1 当該認定特定行為業務従事者
  - 2 同居の親族
  - 3 法定代理人
  - 4 その他知事が適当と認めたもの

### 【届出に必要な書類】

- ① 心身の故障に係る届出書（第9－4号様式）
- ② 診断書等（御相談ください。）

## ■ 死亡等に係る届出

- 認定特定行為業務従事者が死亡し、又は疾走の宣告を受けた場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届出義務者による届出が必要です。

### 【届出に必要な書類】

- ① 認定特定行為業務従事者の死亡等の届出書（第9－6号様式）
- ② 認定特定行為業務従事者認定証（原本）

## II 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録等の手続

### ■ 登録申請 ※「登録喀痰吸引等事業者」と「登録特定行為事業者」は別々に登録が必要です。

#### 【申請に必要な書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）新規申請管理票（別紙3）
- ② 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（第1号様式）
- ③ 定款又は寄付行為の写し  
※申請者が個人の場合は、住民票（原本）が必要です。
- ④ 登記事項証明書（原本）  
※申請日から遡り3カ月以内発行の、直近の内容が反映されたもの。  
※申請者が個人の場合は、不要です。
- ⑤ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-1）※
- ⑥ 登録喀痰吸引等事業者については、喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士の介護福祉士登録証の写し※  
登録特定行為業務従事者については、認定特定行為業務従事者の認定特定行為業務従事者認定証の写し（介護福祉士証の写しは不要）、また看護師等の資格をもって喀痰吸引等業務を行うものについては免許証の写し※
- ⑦ 社会福祉及び介護福祉法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-2）
- ⑧ 社会福祉及び介護福祉士法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式1-3）
- ⑨ 業務方法書など、要件に適合する書類
- ⑩ 登録番号通知書を送付するための返信用封筒

#### ※A4サイズがそのまま入る角形2号（切手を貼付） \* あて先を記入したもの

※ 登録喀痰吸引等事業者を登録する場合、③又は④については、既に登録特定行為事業者として登録済でかつ申請時と定款（登記事項証明書）の内容に変更がない場合に限り、提出の必要はありません。また、⑤及び⑥については実施可能な喀痰吸引等行為について登録された介護福祉士に限り実施できることから、当該実施可能な行為を明記した介護福祉士登録証を所持するもののみを名簿に記載し当該登録証の写しとともに提出してください。⇒（重要！）登録時に喀痰吸引等の行為が実施可能な介護福祉士が存在しない場合には「登録喀痰吸引等事業者」は登録できません。必ず事業所の介護福祉士について名簿に記載する前に当該介護福祉士が喀痰吸引等行為を登録証に付記され、実施可能であるか否かを確認してください。詳しくは「■ 登録喀痰吸引等事業者としての留意点」（p.7）をご参照ください。

### ■ 更新申請

- 実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為を追加する場合  
\* 行為を辞める場合は、登録辞退届書（第4号様式）を提出する必要があります。

#### 【申請に必要な書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）更新申請管理票（別紙4）
- ② 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（第2号様式）
- ③ 社会福祉及び介護福祉士法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式1-3）
- ④ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-1）

- ⑤ 登録喀痰吸引等事業者の場合は該当する喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士の介護福祉士登録証の写し、  
登録特定行為事業者の場合は認定特定行為業務従事者の認定特定行為業務従事者認定証の写し、看護師等の資格をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行うものについては免許証の写し
- ⑥ 業務方法書など、要件に適合する書類  
(次については、業務方法書に記載されている場合は、省略可)
- ・ 喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧
  - ・ 緊急時の体制に関する資料
  - ・ 記録等の整備状況に関する資料
  - ・ 実地研修の実施に関わる資料（登録喀痰吸引等事業者のみ）
- ⑦ 登録更新申請書に受理印を押した写しを送付するための返信用封筒  
**※定形長3号封筒（切手を貼付） \* あて先を記入したもの**

## ■ 変更届

- 代表者氏名（法人名称）を変更する場合
- 代表者（法人）住所を変更する場合
- 事業所の名称を変更する場合
- 事業所の所在地を変更する場合
- 喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿を変更する場合

**※ 従業者の名簿については、毎年2月末日時点で名簿に変更のある場合に限り、3月末日までに 提出してください。**

### 【届出に必要な書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（第3号様式）
- ② 代表者の氏名（法人名称）、代表者（法人）住所、事業所の名称変更の場合は、
  - 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し、登記事項証明書（原本。申請日から遡り3カ月以内発行の直近の内容が反映されたもの）
  - 個人の場合は、住民票（原本）等、変更内容がわかるもの
- ③ 従事者の名簿を変更する場合は、
  - 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-1、従前御名簿に記載されているものも含め、すべての介護福祉士・認定特定行為業務従事者について記載すること）
  - 登録喀痰吸引等事業者の場合は喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士の介護福祉士登録証の写し  
登録特定行為事業者の場合は認定特定行為業務従事者の認定特定行為業務従事者認定証の写し（介護福祉士証の写しは不要）、看護師等の資格をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行うものについては免許証の写し  
（毎年2月末日時点で変更のあったもののみ提出すること）
- ④ 変更登録届出書に受理印を押した写しを送付するための返信用封筒  
**※定形長3号封筒（切手を貼付） \* あて先を記入したもの**

## ■ 登録辞退届

- 登録している喀痰吸引等業務（特定行為業務）について、辞退する場合。
  - ※ 登録を辞退する場合、辞退する日の一月前までに届け出ること。
  - ※ 一部辞退する場合も届出が必要。**
  - ※ 喀痰吸引等事業者で行為実施可能な介護福祉士が不在となった場合も届出が必要（認定特定行為業務従事者が確保されている場合、登録特定行為事業者としての登録の継続は可能）**

### 【届出に必要な書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（第4号様式）
- ② 登録番号通知書
- ③ 登録辞退届出書に受理印を押した写しを送付するための返信用封筒  
**※定形長3号封筒（切手を貼付） \* あて先を記入したもの**

## ■ 登録喀痰吸引等事業者としての留意点

### 1 介護福祉士氏名の申請について

- ① 喀痰吸引等の実施を行うにあたり、介護福祉士によって喀痰吸引等の行為の可能な範囲が異なることから登録事項としており、そのため、介護福祉士の氏名についても申請すること。

※介護福祉士証に特定行為についての記載がない、または「該当なし」と記載がある等、実施可能な行為を登録証等で証明できない介護福祉士については、登録喀痰吸引等事業者の介護福祉士として喀痰吸引等行為を実施することはできません。また、そのような実施可能な行為を登録証等で証明できない介護福祉士のみでは「登録喀痰吸引等事業者」の登録はできません。

- ② 申請に際しては、実施可能な行為を明記した「介護福祉士登録証」の写し等の当該介護福祉士の資格を証明する書類を合わせて提出すること。

### 2 実地研修の実施について

- ① 実地研修の課程は、次のとおり。

医療的ケアの対象者	認定する特定行為
不特定の者対象	口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養のうち、実地研修を修了した行為

※ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第126号）」別表第3による「特定の者対象」の研修類型は含まれません。

- ② 実地研修実施規程に定める事項

(必須項目)

実施体制その他の実施方法に関する事項、安全管理体制、業務上知り得た秘密の保持、帳簿及び書類の保存に関する事項、研修講師氏名一覧、実地研修実地先一覧（施設等であって事前登録が可能な場合に限る）、研修修了の認定方法、受講資格の確認方法、研修実施体制名簿

(その他掲載項目)

使用する研修テキスト、受講中の事故等についての対応、賠償保険加入の有無

- ③ 講師については、以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい。

- 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」における指導者講習（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- 平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成23年8月24日老発0824第1号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師 及び上記指導者講習と同等の内容の講習として県が実施した講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

④ 登録喀痰吸引等事業者が実地研修の実施に備えおくべき備品等一覧

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可
吸引訓練モデル	適当数	シミュレーター演習を実施する場合
経管栄養訓練モデル	適当数	シミュレーター演習を実施する場合
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
その他		

⑤ 実地研修の修得審査

実地研修については、あらかじめ定められた評価の実施により技能の修得の確認を行う。

⑥ 実地研修修了証明書の交付

登録喀痰吸引等事業者の長名により、研修修了者に対し修了証明の交付を行うものとする。

⑦ 実地研修修了者の帳簿管理及び県への報告

研修の修了状況を管理するとともに、研修修了者一覧表等において管理すること。

また、喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿（県別紙様式1）及び喀痰吸引等研修実施結果報告書（県別紙様式2）を年2回（3月及び9月）、県へ提出すること。